

資料2 第5回河川保全利用委員会審議事項の整理表

H17.9.1 第6回委員会
資料 - 2

審議事項 (議事順で整理)	第5回河川保全利用委員会審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第5回から第6回までの検討結果	第6回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (資料名)
1) 第4回委員会議事骨子の確認	資料1 第4回委員会議事骨子の内容を確認し、委員会で承認をした。	(不要)	(不要)	-
2) 16年度河川保全利用委員会活動のまとめ	滋賀県の委員出席は、参加が出来ないなら出来ないで良いので、委員会として県の参加が委員かオブザーバかを明確にする形で結論を出す。	-	口頭で状況報告する	-
	景観法との関連で、道路デザイン指針(案)の検討が進んでおり参考にならないか	道路デザイン指針(案)とその解説: 編集(財)道路環境研究所が発刊(2005.7.1)された。 ・原論編: 道路デザインにあたっての原則的な考え方を概説 ・実践編: 道路デザインのルールや整備の考え方を示す ・事例編: 道路デザインを実践した事例を紹介	口頭で状況報告する	-
	委員会の議論となる資料で「野洲川の河川史・歴史的資料」を準備する	国土交通省河川局のホームページに近畿地方の河川情報として「野洲川」を紹介 琵琶湖河川のホームページに「野洲川風土記」で水害の歴史を中心に自然、生活、文化を紹介	個別占用審査の際、地元の方からの発言により補足を図る	-
	委員会の議論となる資料で「1960年代の地形図」を準備する	大正9年、昭和29年、平成15年発刊の2万5千分の1の地形図を入手して、貼り合せてA3サイズに整理	占用個所の検討で拡大図が必要であれば、個別に準備をする	参考資料2
	委員会の議論となる資料で「過去の航空写真」を準備する	昭和22年(琵琶湖河川所有)、昭和50年(国土地理院国土画像情報)、および昭和55年(琵琶湖河川所有)の航空写真を入手して、貼り合せてA3サイズに整理	占用個所の検討で拡大図が必要であれば、個別に準備をする	参考資料2
委員会の議論となる資料で「水辺の国勢調査」のデータを準備する	第2回、第3回の委員会で内容を照会しているので、調査報告書を準備する	委員に必要個所を閲覧して整理をおこなう	-	
3) 「望ましい川」について - 野洲川占用施設の状況 -	野洲川の公園占用の開始から現状まで占用期間を整理する。また、占用施設に変化があるのか施設の変遷を調べる。	野洲川占用施設一覧に占用開始時期を追記した瀬田川、草津川は整理中	施設の変遷は、申請者からも説明を受ける 占用施設のうち委員会審議の対象占用施設を決めておく必要あり	資料3 資料6
- サンプル事例の検討 -	全国の滑空場を調査して、総数、河川敷の利用、自衛隊の基地の利用などを整理する	インターネットから滑空場は56件収集して一覧表に整理 河川敷は31件と56%を占めている 自衛隊基地は、霞の目、明野、岐阜、防府北の4箇所を使用	滑空場として使用されている現状を報告 利根川河川敷羽生滑空場を報告	参考資料3
	グライダーの分かりやすい資料やモニター写真が欲しい。また河川敷の滑空場で問題は起きたのか?	野洲川をベースにグライダーのモニター写真を作成 グライダー事故は、国土交通省航空・鉄道事故調査委員会で内容を公開。滑空機(グライダー)事故は、平成17年に4件発生。	一般的な情報として報告する グライダー基地の使い方は、申請者から説明を受けることで対応する	参考資料3
	申請に必要な書類の中で「ここを選んだ理由」が記載されている状況を示せる資料の作成が必要	淀川管内河川保全利用委員会では、申請者作成書類の項目に盛り込まれている。	申請者が作成する事前協議申請の必要項目として審議する	資料6
	野洲川の環境に類似している河川利用の全国事例を集める	高知の物部川、松山の重信川、埼玉の荒川(高麗川)を例に、ふるさとの川整備計画、河川環境管理基本計画の切り口で整理	理念・ガイドライン検討時のキーワードとして参考にする	資料4
	琵琶湖河川事務所以外に河川保全利用委員会を実施しているサンプルを集めて整理する	淀川河川事務所淀川管内河川保全利用委員会で開催されている。「淀川本流」「宇治川」「桂川」「木津川下流」の4委員会があり、この活動状況を調査した	意見書の回答が9件完了している。審議の進め方や使用資料を参考にする	資料5 参考資料1
4) 河川敷地占用許可準則の一部改正について	(特になし)	-	-	-
5) 委員会の今後のスケジュール	審議内容は、既存のサンプルを参考にガイドライン、理念等を決めていくという方向で、野洲川から離れた事例を用意して議論する	淀川管内河川保全利用委員会の事例を参考に「事前協議申請の審査の流れと提出書類」と「審議対象とする占用設備」を事務局で整理した	***琵琶湖版の審議をする***	資料6
	次回に、原案とか、たたき台を議論するための、サンプルを提案する。	今までの審議結果から「理念」と「ガイドライン」の整理を行い、委員会で審議意見を反映できる形の検討フォームを作成	***琵琶湖版の審議をする***	資料7
	具体的な検討を進めるには、WGの設置が必要ではないか	委員会規約では専門部会を設けるには手続きが必要。WGの扱いは決めていない。	WGの設置の必要性を審議する	-
	ガイドラインと理念を、次の二、三回のうちに固めるという方向で、材料その他について委員長と事務局で相談する	6, 7, 8回の委員会審議方法を決めて、申請者に事前申請書類を作成を依頼する。 3月末の占用期限から考え、2回の委員会審議で、意見書を取りまとめる。	今後の委員会運営、審議内容についての資料で審議をする	資料8
6) 傍聴要領について	前回提案の傍聴要領(改訂案)を整理したもので、委員会として傍聴要領を承認した。	(不要)	(不要)	-

野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受け者	場所		占用面積(m2)	占用開始年月日	占用許可期間	期間満了年度	主な施設
	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜地先	右岸	17,268.6	平成14年1月29日	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面
	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.0	昭和63年7月18日	平成13年4月1日～平成18年3月31日	17年度	ゲートボール場 7面 サッカー場 1面 グラウンドゴルフ場 1面
	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.4	平成14年3月27日	平成16年4月1日～平成18年3月31日	17年度	多目的広場 2面 緑地広場 1面 グラウンドゴルフ 1面
	野洲川ふれあい広場	野洲町 守山市連名	野洲郡野洲町大字野洲字坂田地先付近	左岸	57,461.7	平成6年10月6日	平成14年8月9日～平成21年9月30日	21年度	せせらぎ広場 ホタル広場 イベント広場 自由広場
	野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原付近	左岸	92,641.4	平成3年3月30日	平成13年1月16日～平成20年3月31日	19年度	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面
	野洲川河川公園	野洲町	野洲郡野洲町大字野洲地先付近	右岸	138,388.4	昭和57年2月3日	平成10年4月1日～平成20年3月31日	19年度	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グラウンドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 バレーテニス兼用コート 1面 テニスコート 7面
	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭字外川原付近	左岸	36,694.4	昭和48年11月1日	平成15年1月6日～平成17年3月31日	16年度 単純更新の 審査中	グラウンドゴルフ バターゴルフ テニス 4面 野球場 3面

1. 野洲川小浜河川公園(守山市)			
H14.1.29	国近整葎占調占第174号	24、26、27条許可(～H15.1.29)	17,268.60m ²
H14.5.19	国近整葎占調占第81号	24、26、27条許可(坂路、ベンチ、植栽の変更)	17,268.60m ²
H15.1.30	国近整葎占調占第150号	24条許可(～H16.3.31)	17,268.60m ²
H16.3.31	国近整葎占調占第95号	24条許可(～H18.3.31)	17,268.60m ²
2. 野洲川改修記念公園(守山市)			
S63.7.18	建近葎占調占第42号	24、26、27条許可(～S66.6.30)	7,515.10m ²
S63.10.24	建近葎占調占第97号	26条許可(ゲートボール場常設)	
H8.1.19	建近葎占調占第96号	24、26条許可(H8.1.19～H13.3.31)	18,746.76m ²
H9.1.14	建近整備占調占第83号	24、26、27条許可(～H13.3.31) (グランドゴルフ場設置)	23,097.01m ²
H13.6.11	国近整日占調占第42号	24条許可(～H18.3.31)	23,097.01m ²
3. 野洲川田河公園(守山市)			
H14.3.27	国近整日占調占第206号	24、26、27条許可(～H15.3.26)	34,152.40m ²
H15.1.8	国近整葎占調占第151号	26、27条許可(工期延期)	
H15.3.31	国近整葎占調占第174号	24条許可(～H16.3.31)	34,152.40m ²
H16.12.21	国近整葎占調占第96号	24条許可(～H18.3.31)	34,152.40m ²
4. 野洲川ふれあい広場(野洲町 野洲市、守山市)			
H6.10.6	建近水第338号	24、26、27条許可(～H11.9.30)	56,502.96m ²
H8.4.1	7建近葎占調占第153号	24、26、27条許可(工期延期)	
H11.11.16	建近葎占調占第42号	24条許可(～H21.9.30)	56,502.96m ²
H14.8.9	国近整葎占調占第103号	24、26条許可(駐車場の変更・追加)	57,461.66m ²
5. 多目的広場 野洲川立入河川公園(守山市)			
H3.3.30	建近葎占調占第123号	24、26条許可(新規)(～H8.3.31)	5,272.70m ²
H4.2.12	建近葎占調占第71号	26、27条許可(シェルター設置外)	
H8.3.27	建近葎占調占第141号	24条許可(～H13.3.31)	5,272.65m ²
H9.5.17	建近葎占調占第3号	24、26、27条許可(H9.5.17～H19.3.31)	14,508.18m ²
H11.1.25	建近葎占調占第11号	26条許可(工作物の一部変更)	
H11.3.3	建近葎占調占第52号	24、26、27条許可 (グランドゴルフ場、バスケットコート設置 及び樹林群整備)	25,712.07m ²
H11.12.27	建近葎占調占第43号	24、26、27条許可(H11.12.27～H20.3.31) (球技広場、芝生広場、遊技広場の設置等の 公園の拡張)	57,376.98m ²
H12.10.13	建近葎占調占第25号	26、27条許可(工期延期・工作物の変更)	
H13.1.16	国近整葎占調占第4号	24、26、27条許可(第4工区)(～H20.3.31) (芝生広場、森林、便益・休憩施設の追加)	92,641.37m ²
H13.10.3	国近整葎占調占第132号	24、26条許可(遊具施設の一部変更)	92,641.37m ²

6. 野洲川遊歩道 / 野洲川河川公園(野洲町)			
S62.5.16 H3.12.16	建近琵琶管占第13号 建近琵琶占調占第63号 < H5.12.13付け建近琵琶占調占第1号で統合 >	24、26、27条許可(～S65.5.15) 24条許可(～H5.3.31)	1,247.90m ² 1,247.90m ²
S57.2.3 S58.1.24	建近水第10号 建近水第16号	24、26、27条許可(～S62.3.31) (第1工区) 24、26、27条許可(～S62.3.31) (変更・第2工区の施工)	39,048.70m ² 75,073.40m ²
S59.3.6	建近水第39号	24、26、27条許可(～S62.3.31) (変更・第3、第4工区の施工)	137,121.40m ²
S59.12.13 S60.3.2 S62.3.9 S62.5.16	建近琵琶管占第144号 建近琵琶管占第183号 建近琵琶管占第104号 建近琵琶管占第6号	26、27条許可(工期延期) 24、26、27条許可 26条許可(園路の構造変更) 26条許可(車止め設置)	
S63.4.1 H5.12.13	建近琵琶占調占第147号 建近琵琶占調占第1号	24条許可(S63.4.1～S68.3.31) 24、26、27条許可(～H10.3.31) (ゲートボール場 グランドゴルフ場に変更)	137,140.50m ² 138,388.40m ²
H8.5.9 H11.2.24 H11.3.5 H11.11.16 H13.4.13 H17.1.7	7建近琵琶占調占第150号 建近琵琶占調占第13号 建近琵琶占調占第65号 建近琵琶占調占第32号 国近整琵琶占調占第52号 国近整琵琶占調占第29号	26、27条許可(少年野球場、駐車場設置) 24条許可(～H20.3.31) 26、27条許可(グランドゴルフ増設、高木植栽) 26、27条許可(ベンチ増設、高木植栽) 26条許可(砂入人工芝張替) 26条許可(階段手摺り設置)	138,388.40m ²
7. 野洲川運動公園(栗東町 栗東市)			
S48.11.1 S50.11.5 S51.4.21	滋賀県指令草土第2680号 建近水第393号 建近琵琶管占第8号	24条許可【県許可】 24、26、27条:当所許可 24、26条許可(～S56.3.31)	34,027.66m ² 32,435.00m ² 32,435.00m ²
S52.7.12 S53.12.8 S55.2.18	建近琵琶管占第74号 建近琵琶管占第113号 建近琵琶管占第157号	26、27条許可 26条許可 26、27条許可	
S57.4.2 S57.4.2 S60.6.17 S60.8.12	建近琵琶管占第29号 建近琵琶管占第34号 建近琵琶管占第46号 建近琵琶管占第69号	24条許可(～S61.3.31) 26条許可 26条許可(施設の一部撤去) 26条、55条許可【栗東町道】	32,608.00m ²
S61.11.20 S62.2.12 S62.3.25 S63.3.14 S63.3.28 S63.11.25 H1.3.6 H2.2.19	建近琵琶管占第4号 建近琵琶管占第67号 建近琵琶管占第98号 建近琵琶占調占第120号 建近琵琶占調占第167号 建近琵琶占調占第111号 建近琵琶占調占第168号 建近水第37号	24条許可(～S66.3.31) 26条、27条許可(駐車場及び進入路新設) 26条許可(進入路の舗装) 26条許可(テニスコートの形状変更) 26条許可(ソフトボール場ネット変更) 24、26、27条許可(施設縮小、芝部分の拡大) 26、27条許可(ソフトボール場ネット変更外) 24、26、27条許可(～H3.4.1) (～H7.1.31)	25,256.30m ²
H3.12.27	建近水第554号	(提外民地買収による公園拡張) 24、26、27条許可 (提外民地買収による広場等新設)	26,564.90m ² 26,167.90m ² 28,126.60m ²
H7.2.24 H9.1.14 H9.12.5 H11.12.2 H13.1.31 H13.1.31 H14.3.8 H15.1.6	建近琵琶占調占第54号 建近琵琶占調占第93号 建近琵琶占調占第65号 建近琵琶占調占第45号 建近琵琶占調占第5号 建近琵琶占調占第11号 国近整琵琶占調占第211号 国近整琵琶占調占第130号	24、26、27条許可(～H12.3.31) (工期延期) 26条許可(階段の形状変更) 24、26条許可(陸上競技場改築) 26条許可(ラグビーゴール設置) 26条許可(テニスコートの砂入人工芝) 24条許可(～H17.3.31) 26条許可(シェルター設置) 24、26条(～H17.3.31) (グランドゴルフ場設置)	28,126.60m ² 35,685.865m ² 35,685.87m ² 36,694.36m ²

野洲川との類似河川における整備計画

河川名	計画区分						備考	
	ふるさとの川整備計画			河川環境管理基本計画				
	指定年度	認定年度	計画経緯	全体テーマ・基本理念	基本方針	全体テーマ・基本理念		基本方針
野洲川	H-8	H-10	「明日の野洲川を考える懇談会」(平成6.7年度)に基づき、ふるさとの川整備を整理。	基本理念 治水対策の一層の推進 野洲川の 歴史文化の継承 野洲川の貴重な 自然環境の保全と再生 野洲川らしさを活かした空間利用 「清流のふるさと」の復活 野洲川と地元住民との関係の新たな構築	まちづくりに寄与する水辺空間整備 野洲川の貴重な 自然の保全と育成 地域と野洲川が築いてきた 歴史の薫りが漂う場づくり	-	-	出典「淀川水系野洲川ふるさとの川整備計画書」
物部川 (1級・直轄)	H-9	-	既往の水辺整備事業として「STEP UP ものべ計画」を継承し、まちづくりと一体となった水辺整備の観点を踏まふるさとの川整備計画を策定。	全体テーマ 人とまちと自然がふれあうものべの川づくり 基本理念 物部川を軸とした ふれあい交流の促進 ふるさとの自然に親しめるやすらぎ空間の創出 水の恵み培われた 歴史・文化の継承	まちのシンボル、 ふれあい交流拠点 となる川づくり 次世代と担う子供たちが楽しく学べる川づくり 誰もが ふるさとの自然 にふれあい、憩える川づくり 人々の暮らしを守り、生き物に配慮した川づくり	全体テーマ 清流の歴史の物部川 やすらぎときらめきの川づくり 基本理念 物部川の表情豊かな自然の継承 水と緑にふれあうリフレッシュ空間の創造 物部川の歴史的遺産の継承	全体的基本方針 治水・利水・環境計画との整合 流域との調和 地域的基本方針 自然環境の保全 自然とふれあうせせらぎ空間の創造 活力と潤いあるレクリエーション空間の創造 物部川流域コミュニティ回廊の形成	出典「物部川ふるさとの川整備事業 整備計画書」、「事業概要2005 国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所」
重信川 (1級・直轄)	-	-	-	-	-	基本理念 豊かに息づく自然と都市の暮らしを結び、文化の香りを高める重信川 重信川水系を自然との共生が実感できる回廊とする 重信川水系を地域の暮らしを彩る回廊とする 重信川水系を地域の連携を育む回廊とする	治水・利水・環境の調和 流域との調整、水系全体としての調和 河川空間の独自性の発揮 地域交流の促進と連携を深める 河川空間環境管理 河川空間環境の秩序ある管理	出典「事業概要2005 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所」
荒川(高麗川) (1級・直轄)	H-8	-	平成12年3月に「こまがわ市民会議」を設立。平成12年12月までの6回にわたる「こまがわ市民会議」よりふるさとの川整備計画を検討。	市民会議での高麗川整備構想図 水と親しみ・水辺を利用するゾーン 自然とふれあい・学習するゾーン 豊かな自然を保全・育成するゾーン	-	-	-	出典「高麗川ふるさとの川整備事業～市民参加による川づくり～」

紀の川水系 紀の川における占用事列表(和歌山河川国道事務所 提供資料)

	事例1	事例2	事例3
占用の目的	公園(紀の川第3緑地)	運動場(和歌山市民スポーツ広場)	桜づつみ(粉河町桜づつみ公園)
占用の態様概要	遊歩道、舗装止コンクリート、橋、基礎、植樹、日覆、支柱、ベンチ、シェルター、せせらぎ水路、徒歩池、ゲート、砂場など	野球場3面、球技場1面、テニスコート9面、第5種競技場1面、子供広場、ゲートボール場1面、排水施設、管理施設、駐車場施設など	高木、低木、縁石、散策道路、階段、防護柵、街路灯施設、藤棚、水のみ・手洗い施設、ベンチ、ごみ箱、吸殻入れ、スプリング遊具、シーソー、旗ポールなど
場所	和歌山市中之島936番地地先から 和歌山市有本760番地の1地先まで (左岸4.4 - 17m ~ 5.0k + 80m)	和歌山市福島向868の1番地先から 和歌山市福島上708の5番地先まで (右岸3.5k付近 ~ 3.8k付近)	和歌山県那賀郡粉河町大字粉川字中川711 - 1番地先から 和歌山県那賀郡粉河町大字粉川字中川682 - 2番地先まで (右岸27.4 - 16.5m ~ 27.6k + 48m)
占用面積	98,560.13 m ²	19,488.09 m ²	4,513.44 m ²
占用期間	平成8年3月1日から平成13年3月31日まで	平成11年10月1日から平成16年9月30日まで	平成16年2月1日から平成21年1月31日まで
申請対象	土地の占用及び工作物の改築(公園)	土地の占用(運動場)	土地の占用(桜づつみ)
河川法の適用	河川法 第24条及び第26条第1項	河川法 第24条	河川法 第24条
事業概要	<p>「紀の川グリーンベルト構想」として高水敷の公園整備を推進</p> <p>紀の川河川敷に残されている不法占用の解決、民地の買収並びに河口部からの岩出橋までの約1.6kmの区間に整備される高水敷における公園整備を総合的に推進(「紀の川グリーンベルト構想」)</p> <p>整備の基本方針 河川敷地(堤外地)にある不法占用を撤去 河川敷地(堤外地)にある民有地を河川改修に合わせ順次買収 治水効果の向上を高めるための河川改修に当たっては、人工ワンドの整備など自然の保全に留意して進めるとともに、親水護岸を設置し、水と親しめる環境を整備 河川改修によって生じる高水敷を一体的に、親水性をもった魅力のある公園として整備</p>	<p>国民体育大会(黒潮国体)のラグビー会場(提外地)を和歌山市民スポーツ広場が買収、河川敷を占用して開設</p> <p>和歌山市民スポーツ広場は、昭和46年に開催した第26回国民体育大会(黒潮国体)のラグビー会場として、地権者の理解により和歌山市民スポーツ広場が買収し、併せて河川敷も旧建設省の厚情により占用し、昭和46年3月20日に開設された。その後、国民体育大会終了後は、広く一般に開放され、スポーツを愛好する人々の育成の場、特に青少年の体力、心身の鍛錬の場として数多くの方々に愛され利用されてきた。</p>	<p>桜づつみモデル事業の認定に伴い、河川管理者が整備した堤防側帯に公園施設として整備</p> <p>桜づつみ公園は、紀の川右岸堤防敷と町の土地を利用した桜づつみモデル事業の認定(平成4年4月28日)に伴い、河川管理者が整備した堤防側帯に公園施設の占用許可を得て整備したもので、年間を通じて数多くの町民の憩いの場として、特に家族友人等のコミュニケーションを図る場として、又幼児から高齢者まで自然を感じながら心のやすらぎ公園として利用されている。</p>
航空写真			

資料5 他の河川保全利用委員会の活動状況調査結果

河川保全利用委員会事務局(庶務)

1. 調査方法

淀川流域管内で河川保全利用委員会を発足し活動している、淀川河川事務所の淀川本流、宇治川、桂川、木津川下流の委員会活動状況を調査した。

調査は、淀川管内河川保全利用委員会のホームページで公開している会議議事録、配布資料等をチェックする方法により実施した。

2. 活動状況

淀川河川事務所では、H15.5より木津川下流から、桂川(H16.9)、宇治川(H16.11)、淀川本流(H16.12)の順で活動が開始されている。開催回数は、木津川下流の委員会が6回開催、他の委員会は2~3回の開催である。(活動概要は、表1 淀川管内河川保全利用委員会の活動状況参照)

3. 調査結果から参考となる内容

(1)委員会に早い段階から申請者を呼び審査

木津川下流では、第2回委員会から、淀川本流、宇治川、桂川では、第1回委員会から申請者を委員会に呼び、内容の説明を受け審査を開始している。

(2)申請者に占用申請概要説明書を作成依頼し、説明書の説明を受け審査

申請者に申請理由等12項目にわたる占用申請概要説明書を作成依頼。申請者から説明書の説明を受ける形で審査。不足事項は追加を依頼し、次回に審査をする運営。

- ・ 占用申請概要説明書は、木津川下流で11項目、淀川本流で12項目に変更。淀川本流の第1回準備会議で提案のあった占用申請概要説明書を添付
- ・ 申請者が作成する占用申請概要説明書の作成サンプルを委員会で示して申請者に配布。淀川本流で提案の、山城町 木津川河川敷運動公園を添付

(3)委員会の審議参考資料として、占用個所に対応する施設概要説明書を河川管理者(事務局)で準備

施設概要説明書の様式を定め、添付図書として10項目を定めた。施設概要説明書は、事務局で「現況カルテ」の形で整理している。

(4)審議の評価内容を整理する意味で申請個所別に「評価シート」を事務局で作成

評価項目を整理する方法として、事務局から淀川水系共通の課題と地域特有の課題に区分した評価シートを提案。

- ・ 木津川下流、淀川本流、宇治川は当初案を使用。桂川は議論しやすい様式に一部変更して使用

(5)木津川下流、桂川、淀川本流で審議した意見書を提出

淀川河川事務所管内で9件(木津川下流3件、桂川4件、淀川本流2件)が審議済みで意見書が提出されている。このうち7件の審議状況を審議済案件一覧表に示す。

- ・ 9件のうち6件が継続で、3件が新規(桜づつみ計画など堤防提内地側)

以上

表1 淀川管内河川保全利用委員会の活動状況

(本資料は、淀川管内河川保全利用委員会HPと委員会ニュースから引用して作成)

事務所名	委員会名称	委員会の実施状況									
		区分	準備会議	現地調査	第1回	第2回	現地調査	第3回	第4回	第5回	第6回
淀川河川事務所	淀川本流	開催日	H16.12.7	H16.12.7	H17.1.17	H17.3.15					
		参加者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者					
		審査案件	申請者に占有申請概要説明書の作成提案		占有許可審査 ・島本町新規1件 ・大阪市更新1件	継続審査・まとめ					
		意見書					島本町1件、大阪市1件の意見書提出				
	宇治川	開催日	H16.11.9	H16.11.9	H17.1.26	H17.3.15	-	H17.7.11			
		参加者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者		委員 + 河川管理者 + 申請者			
		審査案件	申請者に占有申請概要説明書の作成提案		占有許可審査 ・京都市更新2件	継続審査		継続審査			
		意見書									
	桂川	開催日	H16.9.14	H16.9.14	H16.11.1	H16.11.29	H16.12.9	H17.7.26			
		参加者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	淀川環境委員会に委員長参加	委員 + 河川管理者 + 申請者			
		審査案件	申請者に占有申請概要説明書の作成提案		占有許可審査 ・京都市更新2件 ・嵯峨自治会更新1件 ・大山崎町新規1件	継続審査・まとめ	大山崎町(新規)現地調査	占有許可審査 ・京都府更新1件			
		意見書					京都市、嵯峨自治会、大山崎町の意見書提出(12/27)				
木津川下流	開催日	H16.5.25	H16.5.25	H16.7.13	H16.9.1	H16.9.26	H16.10.15	H17.1.21	H17.3.8	H17.6.14	
	参加者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	委員 + 河川管理者 + 申請者	
	審査案件	申請者に占有申請概要説明書の作成提案			占有許可審査 ・山城町更新1件	山城町現地調査	継続審査・まとめ	占有許可審査 ・八幡市更新2件 ・城陽市新規1件 ・久殿山町更新1件 ・京都府更新1件	継続審査	継続審査 ・八幡市更新1件 ・久殿山町更新1件 ・京都府更新1件	
	意見書						山城町の意見書提出(11/30)		城陽市の意見書提出	八幡市1件意見書提出	

【説明】
 (1)委員会参加者数及び傍聴者は省略
 (2)申請者に占有申請概要説明書を作成するように依頼し記載内容を審査
 (3)同じ占有許可審査の場合は継続とした
 (4)意見書は、発行日記載があれば発行日を記載した
 (5)意見書の 〇〇 の番号は、審議済案件一覧表の番号と対応させた

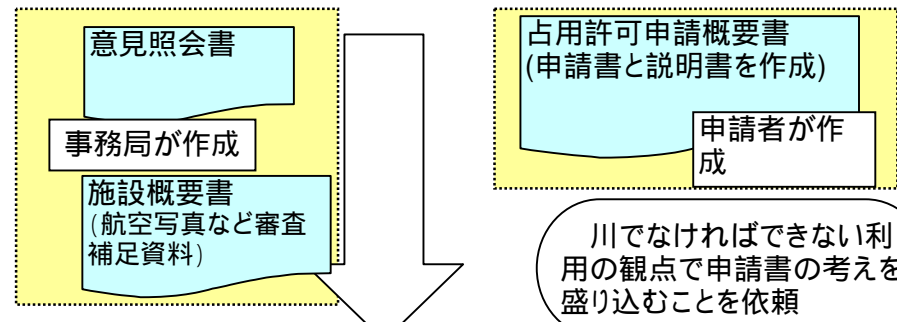
資料6 委員会審査の進め方と提出書類

1. 審査の流れと提出書類

- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 委員会は、2回の審査にて申請内容を判断し意見書を作成する

委員会審査の流れ(委員会審査を2回実施の例)

委員会から、河川管理者経由で申請者に「占用許可申請概要説明書」の作成を依頼する
 ・河川管理者は委員会宛てに意見照会書を発行する



(参考) 参考資料1:1-2、1-3参照
 占用許可申請概要説明書(記載項目様式提示)
 占用許可申請概要説明書(記載サンプル例提示)

第1回審査
第1回審査を実施する
 申請者から申請理由および申請内容を「占用許可申請概要書」により説明を受ける
 占用施設の状況を確認する内容の質疑を申請者に対して行う
 河川環境、地域などの観点からの審議を行う
 申請者と追加説明事項の確認をする

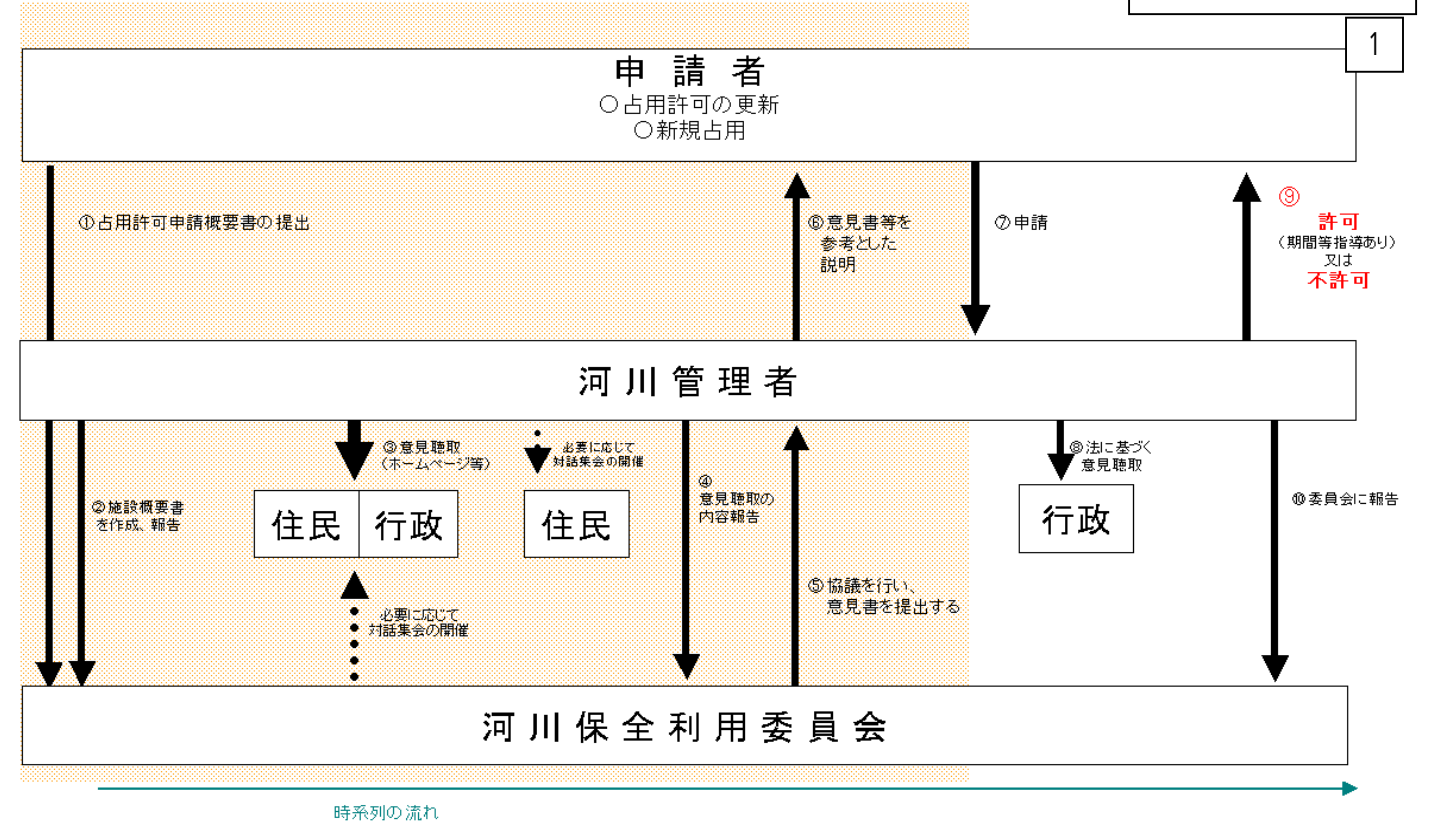
第2回審査
第2回審査を実施する
 申請者から追加確認事項の説明を受ける
 申請者の説明に対して質疑を行う
 河川環境、地域などの観点から改善事項、付帯条件等の審議を行う
 審議・意見を取りまとめる

(審議の進み方により3回、4回と審議を行う)

占用許可申請に対する意見書を作成して河川管理者に提出する
 委員会としての結論を記載
 委員会としての意見・要望を記載
 ・更新の条件
 ・要望事項
 検討の経緯を記載する

意見書作成

【占用許可制度の流れ(公園等)】



委員会審議に使用する書類の記載内容(案)

(占用許可申請概要書の例)
 占用者に申請書の説明書を作成依頼
 申請理由(施設が設けられた経緯、施設設置の目的、今後とも必要となる理由等)
 当該施設の都市計画、防災計画上の位置づけ
 自治体全体の公園・グラウンドの配置状況と中長期的配置計画について
 当該申請施設の概要、主な利用者の居住範囲、利用者数、利用施設の変遷
 当該施設の維持管理について(平常管理、出水時管理、草刈・除草、ゴミ等の処理)
 当該施設周辺の環境調査の有無(有りの場合は、調査結果概要を記載)
 小中学校の土日及び学休期の校庭開放状況
 民間企業所有グラウンド、民間の未利用遊休地等の活用実績
 学校統廃合計画の有無(有りの場合は、調査結果概要を記載)
 市町村合併が行われ、公共施設の統廃合される場合の跡地の利用計画
 河川敷の保全利用に関する自治体に寄せられた住民意見
 自治体の河川環境保全・再生に関する意見・取り組み等
 (注) 上記12項目は、淀川河川事務所の河川保全利用委員会での項目を引用した。

(施設概要書の例)
 事務局から審査の補助資料として必要資料を整理・作成
 位置図
 実測平面図
 実測縦断面図
 実測横断面図
 施設の設置および管理に関する条例
 都市計画図
 都市計画マスタープラン
 防災計画
 航空写真
 現況写真

委員会審査に必要な書類を選定していただき、書類の準備を行う

2. 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の審査対象とする占用施設(案)

対象施設……河川保全利用委員会で審議して意見書を提出する対象施設は以下の内容とする
(説明) 準則の占用施設のうち琵琶湖河川の利用の特徴から対象施設を選定

<p>以下の河川法第24条の許可を必要とする施設とする</p> <p>河川敷地占用許可準則第七条一項イから八までに掲げる施設 イ 公園、緑地又は広場 ロ 運動場等のスポーツ施設 ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>河川敷地占用許可準則第七条八項に掲げる施設 イ グライダー練習場 ロ ラジコン飛行機滑空場</p> <p>その他河川管理者が必要と認めた施設</p>

3. 参考

(1) 淀川本流河川保全利用委員会での占用許可施設

引用:H16.12.7 淀川本流河川保全利用委員会準備会議 資料 - 1

●対象施設

以下の河川法第24条の許可を必要とする施設とする。

- 河川敷占用許可準則第7第一項イから八までに掲げる施設及び第六項に掲げる施設
- ゴルフ場
- その他河川管理者が必要と認めた施設

準則改正で第六項が第八項に変更

※河川敷占用許可準則第7第一項

- イ、公園、緑地又は広場
- ロ、運動場等のスポーツ施設
- ハ、キャンプ場等のレクリエーション施設

※河川敷占用許可準則第7第六項

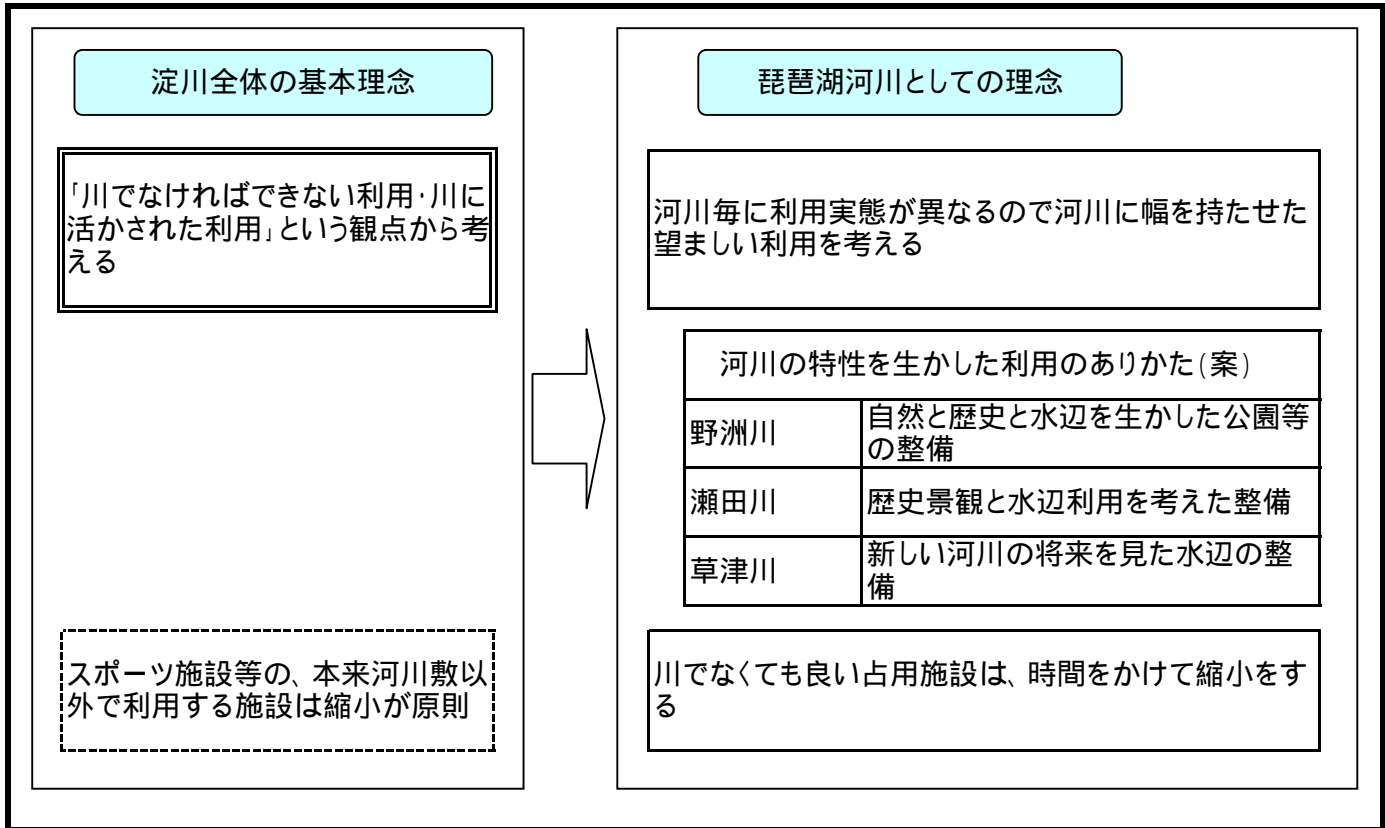
- イ、グライダー練習場
- ロ、モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

(2) 河川法第24条

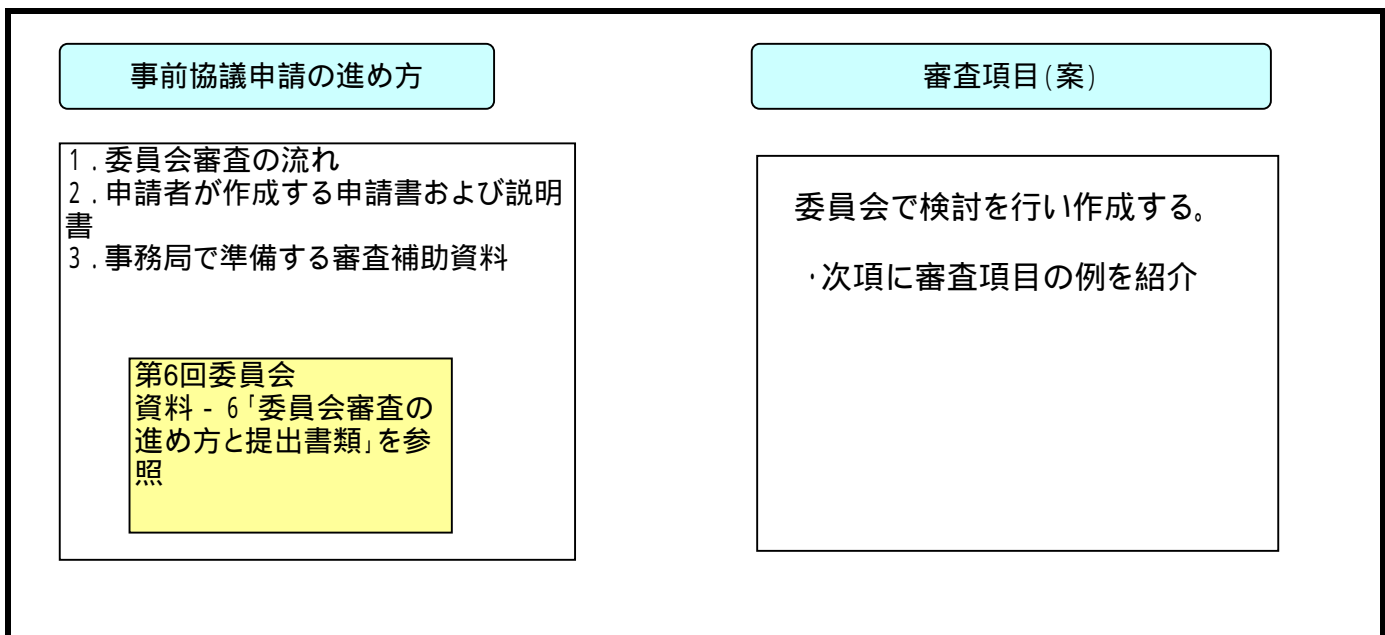
(土地の占用の許可)第24条

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

(基本理念の整理)



(ガイドラインの整理)



委員会審査における審査項目(案)

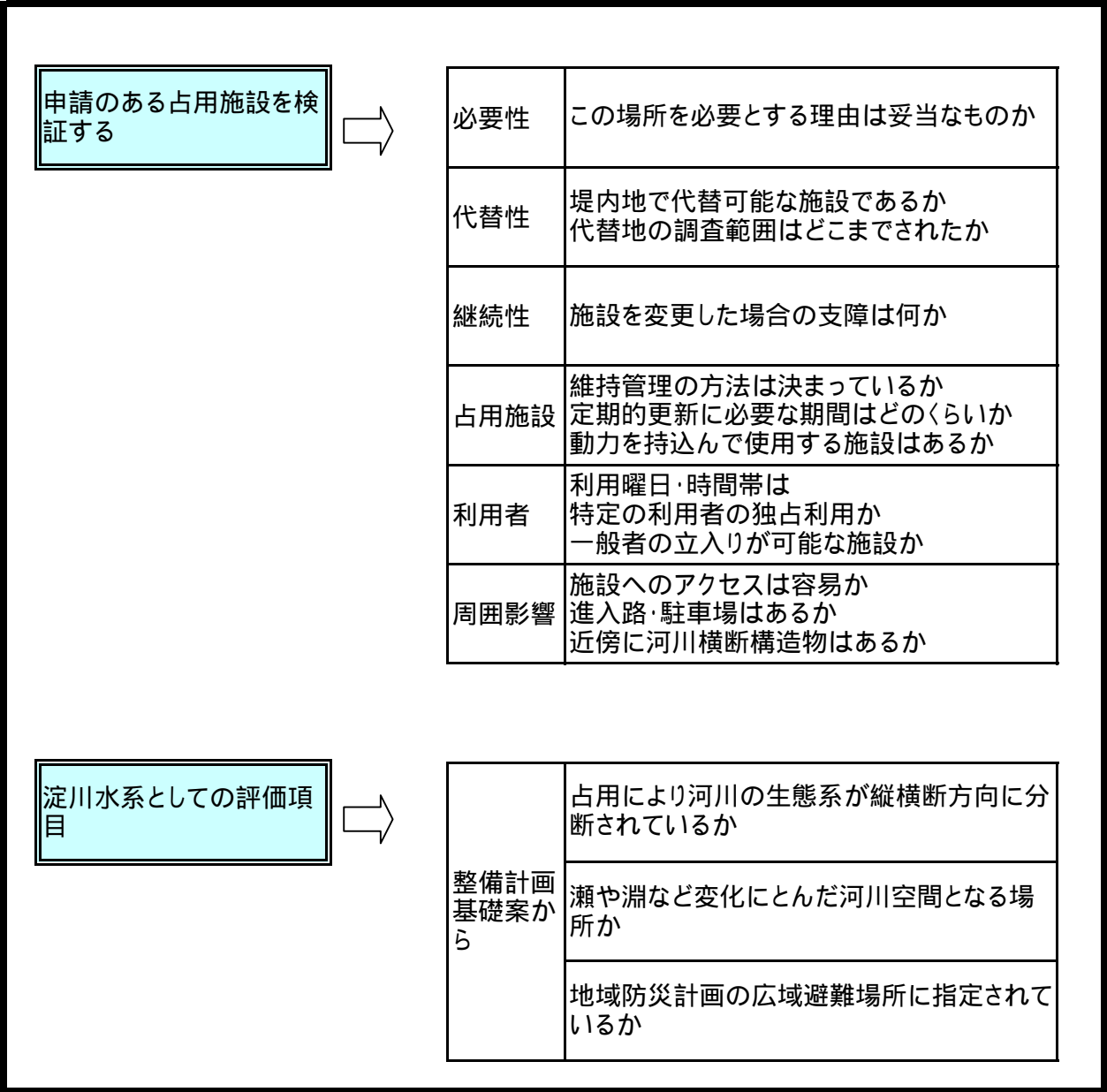
1. 占有者への提案

申請(新規・継続)する場合に占有申請者は、占有許可申請概要説明書を作成する。説明書には、「川らしい自然環境での利用の提案」「地域性・公共性を考え占有の必要性」の説明を盛り込むことを依頼する。委員会は、申請者に説明を求め審査し判断する。

ポイント
 「川らしい自然環境での利用の提案」
 水位変動で冠水される区域があり、変化にとんだ地形か
 固有種を含む多様な生態系が形成されているか
 「地域性・公共性を考え占有の必要性」
 堤内に代替施設を設置することが物理的に可能か
 スポーツ施設から自然環境に影響の少ない施設へ転換が可能か

2. 占有施設の検証をする

第1回審査として、占有施設の状況を確認する形で申請者に対して、ヒアリングを行う



3. 占有施設ごとに個別に審査をする

第1回及び第2回審査で、各河川毎の特徴を盛り込んだ評価項目により評価を実施する。項目の重要性から、改善内容、付帯条件を抽出する。

河川毎・場所毎に環境等条件が異なるので個別に判断する

審査のキーワード	審査項目例	重要度 ランク	評価
景観	景観		
	水際	水際部分の利用規制をかけることは可能か	
	公園の質	本来持った地形・植生を	
動植物	動物	貴重種が生息しているか	
	植物		
治水・利水	治水(安全性)	最近の冠水した記録(冠水水衝部に該当している個	
地域	文化	文化遺産、歴史的に保存	
	ふれあい	子供からお年寄りまでが	
	地域共存	旧河川や周囲と共存して	
利用者	施設利用者	申請者が利用実態を把握	
	周辺影響	車の乗り入れ、駐車場の	
	将来性	許可の期限は、5年か3年	
総合評価			

委員会またはWGで、「審査のキーワード」、「審査項目」の検討を行い審査表を作成する

【今後の委員会運営、審議内容について(案)】

	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検討	事前協議申請の諮問に対する審議	「河川利用指針(ガイドライン)の策定	その他、河川保全に関する意見提案
第1回委員会 (H16.11.7) 実施済み	委嘱状交付	各河川の現状説明 ・バウ・ポイント説明			
第2回委員会 (H16.12.15) 実施済み	河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらまし ・基本理念、ガイドラインについて	各河川の現状説明 現地調査に向けての説明 ・歴史・回収・利用の現状 ・自然環境			
第3回委員会 (H17.1.19) 実施済み		現地調査 現地視察、感想会			
第4回委員会 (H17.2.16) 実施済み		望ましい河川とは 公園事例を基にした議論			必要に応じて随時提
第5回委員会 (H17.6.24) 実施済み		望ましい河川とは 新たな案件から見た議論			
第6回委員会 (H17.9.1)		望ましい河川とは 他の河川事例から見た議論	審議の方向性検討 審議の方向性確認 検討項目確認	ガイドライン(案)の検討 ・事前協議提出資料 ・審査のポイント	
第7回委員会 (H17.10月上旬)		各河川の基本理念の原案	審議方法の検討 審議方法原案の審議		
第8回委員会 (H17.11月中旬)			審議方法の成案 審議方法決定		
第9回委員会 (H18.1月中旬)			個別案件の審議(1) 申請者からの説明・審議		
第10回委員会 (H18.2月下旬)			個別案件の審議(2) 意見書案の検討 意見書答申	ガイドラインの公表	